



530～ 72 (環収)

平成15年10月27日

東京都知事 石原慎太郎 殿

武蔵野市長 土屋正忠

都市高速道路外郭環状線（世田谷字奈根～練馬区大泉町間）事業
に係る環境影響評価方法書に対する意見について（回答）

平成15年9月16日付環都影第200号による評価方法書の意見について、下記のとおり回答いたします。

記

1 都民意見の扱いについて

提出された武蔵野市民の意見は、市が調査主体でないため、東京都において科学的根拠をもとに、それらの是非を明確にした上で十分な対応をお願いしたい。

2 計画未確定部分に対する影響評価について

今回の環境影響評価の対象となっている計画では、換気所の位置及び接続道路との連絡路の建設及び位置が未確定となっている。したがって、どのような影響が当市内において発生するか不明確となる恐れがあるので、地上、半地下、低深度地下構造物が設置された場合について、それぞれの環境影響が明らかとなる評価方法を勘案することをお願いしたい。

また、評価方法書中の評価項目と理由に「その周辺」と記載があるが、項目によっては周辺といえない場所において影響を与える可能性があるので、調査範囲をより拡大することをお願いしたい。

3 規制基準の遵守及び実被害想定項目の影響評価の実施について

都内において、道路走行自動車から排出されると想定される沿道の二酸化窒素及び浮遊粒子状物質は、現在においては基準を超えている。東京都では燃料の改善やディーゼル自動車の走行制限等の取り組みを実施されているが、影響評価にあたっ

ては、不確定な改善予想を排し、達成され得る基準を基に評価を行っていただきたい。

また、今回の評価方法では今だ法令による規制基準が規定されていない低周波等も含まれていることは評価されるが、その他に将来規制基準が強化される可能性のある事項や新たに規制対象となる可能性のある事項について、予知される範囲でより厳しい基準を目標に評価していただきたい。

4 地下水の影響評価について

地下水は表層、中層、深層水の動きや影響について未解明の面が多い。工事周辺から離れた場所での影響も想定されるため、調査範囲を明確にするとともに、地下水脈と地質調査を関連させて評価を行っていただきたい。

5 建設（解体）工事における公害防止対策の実施について

最近の建設工事における重機は、低騒音・低振動の機種が多く使用されているが、従前のものに較べ能力は格段に大型化しているため、現行規制基準以下の騒音、振動の場合であっても、不用意な操作あるいは軟弱な地盤における工事では、日常生活及び近隣の建物に被害を発生させるような事例も少なくない。そのため、長期間にわたる建設工事に関する騒音、振動、粉塵の評価については、工事現場の地層等も考慮し、現行基準に拘わらずより静穏な工事方法を目指した評価方法を考慮していただきたい。

また、残土廃材をリサイクルや処理する過程において、環境影響評価の範囲外の場所において、車両や機器の騒音・振動等直接的な影響を来す恐れがあるので、処理処分に関する影響評価を広範囲の基準で実施していただきたい。

6 動植物の生態系について

動植物連鎖の生態系においては、生体の生息密度及び個体数確認調査が環境影響評価の重要な鍵及び指標となるので、残存雑木林または公園等の定点調査を密に行い、現環境との相違が明らかとなる評価をお願いしたい。

7 その他

調査手法については、現在考えられる最新の技術及び最高の知見をもって対処することをお願いしたい。また、調査途中のデータの随時公開及び公表等をお願いしたい。